事業所調査結果概要

- I 育児・介護休業制度等に関する事項
 - 1 育児休業制度
 - (1) 育児休業制度の利用状況
 - ア 育児休業者割合

① 女性

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和6年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は86.6%と、前回調査(令和5年度84.1%)より2.5ポイント上昇した(図1,付属統計表第1表)。

また、同期間内に出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は73.2%で、前回調査(同75.7%)より2.5ポイント低下した(表1,付属統計表第2表)。

2 男性

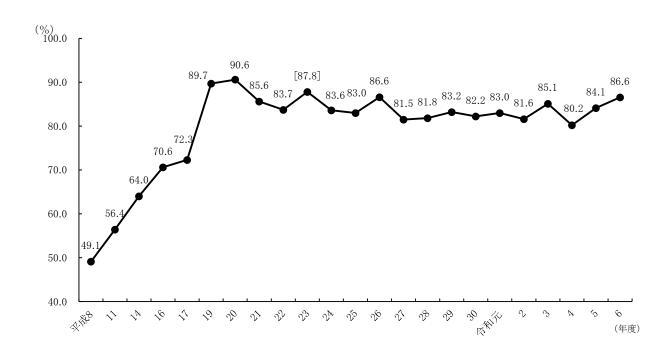
令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和6年10月1日までに育児休業(産後パパ育休を含む。)を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は40.5%と、前回調査(令和5年度30.1%)より10.4ポイント上昇した(図1,付属統計表第1表)。

育児休業を開始した者のうち産後パパ育休を取得した者の割合は、60.6%(表2,付属統計表第3表)。

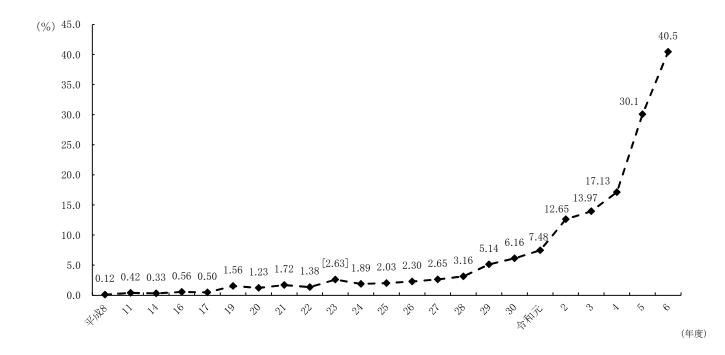
また、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は33.2%で、前回調査(同 26.9%)より6.3ポイント上昇した(表 1, 付属統計表第2表)。

育児休業を取得した者のうち産後パパ育休の取得率は82.6%(表2,付属統計表第3表)。

(女性)



(男性)



注:平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年年度	令和 2 年度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	
女性	69.8	75. 5	73.4	70.0	70.7	69.6	77.5	62.5	68.6	65.5	75. 7	73. 2	
男 性	0.78	2. 13	4. 05	3. 42	5. 69	7. 54	3. 07	11.81	14. 21	8. 57	26. 9	33. 2	

育児休業取得率= 出産者のうち、調査時点までに育児休業(※1)を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数調査前年の9月30日までの1年間(※2)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数

(※1) 令和5年度以降は産後パパ育休を含む。(※2) 平成22年度までは、調査前年度1年間

配偶者出産者計 配偶者 出産者 産後パパ育 男性育児 産後パパ育 男性育児 産後パパ育 計(う 休業者 休取得者 休業者 休制度の対 休取得者 ち有期 象となる有 契約労 期契約労働 働者) 100.0 33. 2 27.4 40.5 24.5 100.0 39.9 令和6年度 (100, 0)(60, 6)(100, 0)(82.6)(100.0)(10, 5)

表2 男性育児休業者割合うち産後パパ育休取得者割合

注:令和4年10月1日~令和5年9月30日までの間に配偶者が出産した者のうち、調査時点(令和6年10月1日)までに育児 休業(産後パパ育休を含む。)を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)の割合である。

イ 育児休業者の有無別事業所割合

① 女性

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に、在職中に出産した女性がいた事業所に占める女性の育児休業者(上記の期間に出産した者のうち令和6年10月1日までの間に育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。))がいた事業所の割合は89.0%と、前回調査(令和5年度87.6%)より1.4ポイント上昇した(図2,付属統計表第4表)。

また、女性の有期契約労働者についてみると、在職中に出産した女性の有期契約 労働者がいた事業所のうち、育児休業者がいた事業所の割合は75.1%で、前回調査 (同83.8%)より8.7ポイント低下した(表3,付属統計表第5表)。

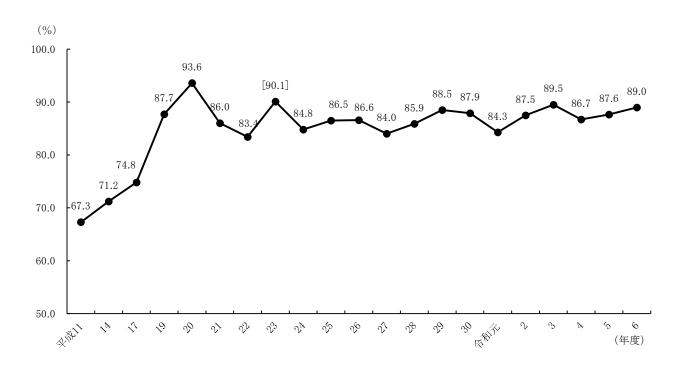
② 男性

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める男性の育児休業者(上記の期間に配偶者が出産した者のうち令和6年10月1日までの間に育児休業(産後パパ育休を含む。)を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。))がいた事業所の割合は41.0%と、前回調査(令和5年度37.9%)より3.1ポイント上昇した(図2,付属統計表第4表)。

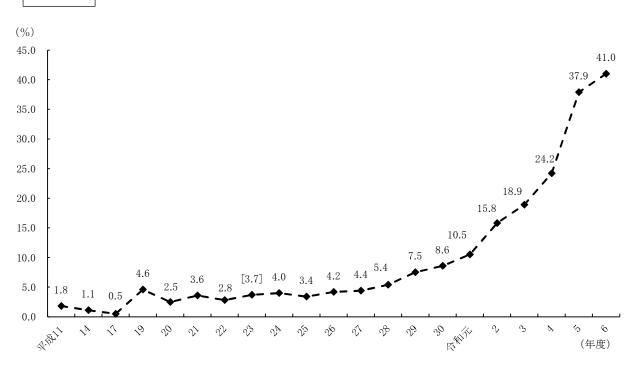
また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は 41.3%で、前回調査(同30.0%)より11.3ポイント上昇した(表3,付属統計表第 5表)。

図2 育児休業者の有無別事業所割合

女性







注:平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

		女	性		男性				
	出産者 がいた 事業所計	うのな契者事業のおりのかりのかりのかりのなりのである。	育児休業 者 あり	育児休業 者 なし	配偶者が 出産した 者がいた 事業所計	うのな契者のおりのなりののなりのなりのなりのののできまれている。	育児休業 者 あり	育児休業 者 なし	
令和4年度	100.0	80. 5	75.4	24.6	100.0	71.8	11.2	88.8	
令和5年度	令和 5 年度 100.0 93		83.8	16. 2	100.0	83.9	30.0	70.0	
令和6年度	100.0	86. 2	75. 1	24. 9	100.0	81.8	41.3	58.7	

注1:調査対象事業所のうち、調査前々年10月1日~翌年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者がいた事業所を100 として集計した。

注2:「育児休業者」は、調査前々年10月1日~翌年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点までに 育児休業(令和5年度調査には、産後パパ育休を含む。)を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)をい う。

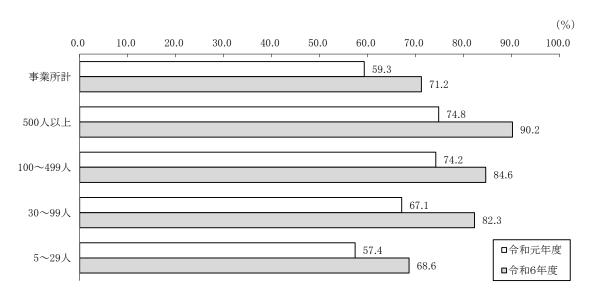
注3:「制度の対象となる有期契約労働者」とは、各調査時点では、①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること (令和4年4月からこの要件は廃止)、②子が1歳6か月になる日までに、労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更 新されないことが明らかでないこと。

2 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度

(1) 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の規定状況

育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の規定がある事業所の割合は71.2%となっており、前回調査(令和元年度59.3%)より11.9ポイント上昇した。産業別にみると、金融業,保険業(89.3%)、電気・ガス・熱供給・水道業(88.8%)、複合サービス業(88.4%)で規定がある事業所の割合が高くなっている。規模別にみると、500人以上で90.2%、100~499人で84.6%、30~99人で82.3%、5~29人で68.6%と、規模が大きくなるほど規定がある事業所割合は高くなっている(図3、付属統計表第6表)。

図3 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の規定あり事業所割合



(2) 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の内容

ア 最長休暇期間

育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の規定がある事業所において、子が何歳になるまで休暇を取得できるかについてみると、「1歳を超え3歳未満」32.6%(令和元年度25.1%)と最も高くなっており、次いで「1歳以下」30.5%(同24.2%)、「3歳~小学校就学の始期に達するまで」22.1%(同32.4%)、「小学校入学以降も利用可能」14.7%(同18.2%)の順となっている(表4、付属統計表第7表)。

表4 育児に関する目的のために利用できる休暇期間の最長利用可能期間別事業所割合

育児に関する目的 3歳~小学校就 のために利用する 1歳を超え 小学校入学以降 事業所計 1歳以下 学の始期に達す ことができる休暇 3歳未満 も利用可能 るまで の規定がある事業 所計 平成 30 年度 100.0 63.4 23.6 21.7 11.2 6.9 100.0 37.2 34.2 17.6 10.9 令和元年度 100.0 59.3 14.4 14.9 19.2 10.8 100.0 24.2 25.1 32.4 18.2 令和6年度 100.0 71.2 23.2 21.7 15.7 10.5 100.0 30.5 32.6 22.1 14.7

イ 育児に関する目的のために利用することができる休暇を取得した場合の賃金の取 扱い

育児以外の育児参加のための休暇制度の規定がある事業所で、育児参加のための休暇を取得した場合の賃金の取扱いについては、「無給」が 55.0%と最も高く、「有給」が 28.2%、「一部有給」が 16.8%となっている (表 5,付属統計表第 8表)。

表 5 育児に関する目的のために利用することができる休暇を取得した場合の賃金の 取扱い別事業所割合

(%) 育児目的休暇制度の 事業所計 規定あり事 有給 一部有給 無給 業所計 令和元年度 100.0 59.3 17.9 10.1 31.4 100.0 30.1 17.0 52.9 令和6年度 100.0 71.2 20.1 12.0 39.2 100.0 28.2 16.8 55.0

(3) 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の利用状況

ア 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度利用者の有無別事業所 割合

① 女性

育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の規定がある事業所において、小学校就学前の子を持つ女性労働者のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に育児に関する目的のために利用することができる休暇制度を利用した女性労働者がいた事業所の割合は63.8%と、前回調査(令和元年度57.1%)より6.7ポイント上昇した(表6、付属統計表第9表)。

また、女性の有期契約労働者についてみると、制度利用者がいた事業所の割合は 15.9%で、前回調査(同15.3%)より0.6ポイント上昇した(表7、付属統計表第 10表)。

2 男性

育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の規定がある事業所において、小学校就学前の子を持つ男性労働者のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に育児に関する目的のために利用することができる休暇制度を利用した男性労働者がいた事業所の割合は44.4%と、前回調査(令和元年度35.0%)より9.4ポイント上昇した(表6、付属統計表第9表)。

また、男性の有期契約労働者についてみると、制度利用者がいた事業所の割合は 4.9%で、前回調査(同5.6%)より0.7ポイント低下した(表7、付属統計表第10表)

表 6 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度利用者がいた事業所割合 (%)

		女性	生		男性				
	小学校就学 前の子を持 つ労働者あ りの 事業所計	制度利用者あり	制度利用者なし	不明	小学校就学 前の子を持 つ労働者あ りの 事業所計	制度利用者 あり	制度利用者なし	不明	
平成 30 年度	100.0	49.3	49. 3	1.4	100.0	26.3	72.7	1.0	
令和元年度	100.0	57.1	42.9	-	100.0	35.0	65.0	-	
令和6年度	100.0	63.8	36. 1	0.1	100.0	44.4	55.5	0.1	

表 7 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度利用者がいた事業所割合

(うち有期契約労働者) (%)

		女生	 生		男性					
	小学校就学 前の子を持 つ労働者あ りの 事業所計	制度利用者あり	制度利用者なし	不明	小学校就学 前の子を持 つ労働者あ りの 事業所計	制度利用者あり	制度利用者なし	不明		
平成 30 年度	100.0	14. 3	79.9	-	100.0	4.4	89.5	-		
令和元年度	100.0	15.3	84.7	-	100.0	5.6	94.4	_		
令和6年度	100.0	15.9	84.0	0.1	100.0	4.9	95.0	0.1		

イ 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度利用者割合

① 女性

育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の規定がある事業所において、小学校就学前の子を持つ女性労働者のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に育児に関する目的のために利用することができる休暇制度を利用した者の割合は45.6%と、前回調査(令和元年度41.3%)より4.3ポイント上昇した(表8、付属統計表第11表)。

また、有期契約労働者の制度利用者割合は 9.0%で、前回調査(同 8.5%)より 0.5 ポイント上昇した(表 9、付属統計表第 12 表)。

② 男性

育児に関する目的のために利用することができる休暇制度の規定がある事業所において、小学校就学前の子を持つ男性労働者のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に育児に関する目的のために利用することができる休暇制度を利用した者の割合は29.6%と、前回調査(令和元年度19.1%)より10.5ポイント上昇した(表8、付属統計表第11表)。

また、有期契約労働者の制度利用者割合は2.2%で、前回調査(同2.2%)と同等となった。(表9、付属統計表第12表)。

表 8 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度利用者割合

(%) 女性 男性 小学校就学前の子を持 小学校就学前の子を 制度利用者 制度利用者 つ労働者 持つ労働者 令和元年度 100.0 100.0 19.1 令和6年度 100.0 45.6 100.0 29.6

表 9 育児に関する目的のために利用することができる休暇制度利用者割合 (うち有期契約労働者)

(0/)

	女性		男性			
	小学校就学前の子を持 つ労働者	制度利用者	小学校就学前の子を 持つ労働者	制度利用者		
令和元年度	100.0	8.5	100.0	2.2		
令和6年度	100.0	9.0	100.0	2.2		

3 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況

ア 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、利用可能期間

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は74.5%と、前回調査(令和5年度67.2%)に比べ7.3ポイント上昇した(表10,付属統計表第13表)。

産業別にみると、金融業、保険業 (98.1%)、複合サービス事業 (95.8%)、電気・ガス・熱供給・水道業 (94.3%) において、制度がある事業所の割合が高くなっている (付属統計表第 13 表)。

規模別にみると、500人以上で99.2%、100~499人で98.5%、30~99人で88.4%、5~29人で70.9%と、規模が大きい事業所の方が制度がある割合が高い傾向にある(付属統計表第13表)。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の最長利用可能期間をみると、「3歳未満」が最も高く34.1%(令和5年度32.1%)、次いで「小学校卒業以降も利用可能」が24.5%(同30.5%)、「小学校就学の始期に達するまで」が21.7%(同17.2%)となっている。制度がある事業所において、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は59.7%(同60.7%)で前回調査に比べて低下しているものの、全事業所に対する割合は44.5%(同40.8%)と、前回調査に比べ3.7ポイント上昇した(表10,付属統計表第13表)。

表 10 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

(%) 最長利用可能期間 小学校 小学校 【再掲】 4年生 入学~ 3歳~ 小学校就 ~小学 小学校 「小学校 小学校 小学校就 事業所 制度 学の始期 卒業以 就学の始 制度 校 3歳未満 学前の 3年生 不明 あり 計 に達する 卒業 降も利 期に達す なし 一定の (又は (又は 用可能 るまで」 まで 年齢まで 9歳) 12歳) 以上 まで まで 1 2 3 4 6 (5) ③~⑥ 77.5 17.8 100.0 29.5 4.7 15.3 5.1 5.0 43.3 22.3 0.2 令和4年度 (100.0)(38.1)(6.1)(19.8)(6.5)(23.0)(55.8)(6.6)67.2 4.8 3.9 20.5 40.8 100.0 21.6 11.6 4.9 32.6 0.1 令和5年度 (100.0)(32.1)(7.2)(17.2)(5.8)(7, 2)(30, 5)(60, 7)100.0 74.5 25.4 16.2 4.9 5.2 18.3 44.5 25.5 4.6 令和6年度 (100.0)(34, 1)(6, 2)(21,7)(6.5)(6.9)(24.5)(59.7)

イ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の導入状況

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況(複数回答)をみると、「短時間勤務制度」70.0%(令和5年度61.0%)、「所定外労働の制限」64.0%(同55.4%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」38.4%(同36.8%)の順で多くなっている(図4,付属統計表第14表)。

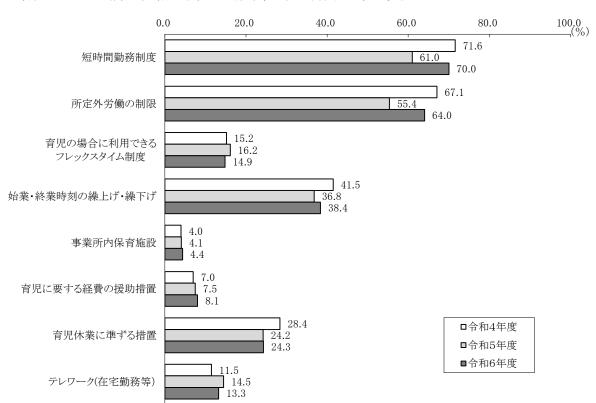


図4 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況 (複数回答)

「制度あり」と回答している事業所において、導入割合の多い措置の最長利用可能期間の状況をみると、「短時間勤務制度」については、「3歳未満」が最も高く50.9%(令和5年度48.8%)、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が17.0%(同14.1%)であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は44.8%(同45.4%)となっている。

「所定外労働の制限」については、「3歳未満」が最も高く 48.7% (令和5年度 45.5%)、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が 26.8% (同 24.8%) であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は 44.8% (同 46.2%) となっている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「3歳未満」が最も高く35.5%(令和5年度34.3%)、次いで「小学校卒業以降も利用可能」が25.2%(同29.2%)であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は59.2%(同59.6%)となっている(表11,付属統計表第15表)。

表 11 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無

及び最長利用可能期間別事業所割合

			.,,,		1,277	 別 尹 最長	利用可能				(%)	
		事業所計	制度あり	3歳未 満	3 小 就 の の ま	小学校のに 始期する まで	小入小3(9ま 学年又歳)で りまで	小4年小卒又 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	小学校 卒業も可能 用可能	【掲」「校のにるで上 再】学学期すま以	制度無し	不明
				1	2	3	4	(5)	6	3~6		l
	令和4年度	100.0	71. 6 (100. 0)	(55.8)	(4.3)	(13.9)	(10.1)	(9.0)	(7.0)	(40.0)	28. 2	0.2
短時間勤 務制度	令和5年度	100.0	61. 0 (100. 0)	(48.8)	(5.8)	(14. 1)	(11.2)	(10.9)	(9.1)	(45.4)	38.9	0.1
	令和6年度	100.0	70. 0 (100. 0)	(50.9)	(4.3)	(17.0)	(10.6)	(9.6)	(7.6)	(44.8)	30.0	_
	令和4年度	100.0	67. 1 (100. 0)	(51.4)	(7.0)	(24.9)	(5.2)	(4.9)	(6.6)	(41.6)	32.7	0.2
所定外労 働の制限	令和5年度	100.0	55. 4 (100. 0)	(45.5)	(8.3)	(24.8)	(5.9)	(5.6)	(9.8)	(46.2)	44.5	0.1
	令和6年度	100.0	64. 0 (100. 0)	(48.7)	(6.6)	(26.8)	(5.5)	(5.5)	(6.9)	(44.3)	36.0	_
育児の場 合に利用	令和4年度	100.0	15. 2 (100. 0)	(30.8)	(2.7)	(11.9)	(3.7)	(2.6)	(48.3)	(66.5)	84.6	0.2
できるフ レックス タイム	令和5年度	100.0	16. 2 (100. 0)	(23.7)	(6.9)	(7.2)	(5.2)	(6.4)	(50.5)	(69.4)	83. 7	0.1
制度	令和6年度	100.0	14. 9 (100. 0)	(21.6)	(2.4)	(12.5)	(5.8)	(7.0)	(50.7)	(76.0)	85. 1	-
始業・終	令和4年度	100.0	41. 5 (100. 0) 36. 8	(42.7)	(5.1)	(13.8)	(8.1)	(6.4)	(23.9)	(52.2)	58. 3	0. 2
業時刻の 繰上げ・ 繰下げ	令和5年度	100.0	(100. 0)	(34. 3)	(6.2)	(13.1)	(8.3)	(9.0)	(29. 2)	(59.6)	63. 0 61. 6	0.1
	令和6年度	100.0	(100. 0)	(35. 5)	(5.2)	(19.1)	(7.2)	(7.7)	(25. 2)	(59.2)	95. 8	0.2
事業所内	令和4年度	100.0	(100. 0)	(49.2)	(9.4)	(24.4)	(3.3)	(6.0)	(7.6)	(41.3)	95.8	0. 1
保育施設	令和5年度	100.0	(100. 0)	(39.9)	(23.9)	(23.8)	(3.6)	(6.3)	(2.5)	(36.2)	95.6	-
	令和6年度	100.0	(100. 0) 7. 0	(41.1)	(13.4)	(30.5)	(2.3)	(4. 1)	(8.6)	(45.5)	92.8	0.2
育児に要 する経費	令和 4 年度 令和 5 年度	100.0	(100. 0) 7. 5	(29.3)	(8.6)	(9.9)	(18.3)	(8.3)	(25.6)	(62.1)	92.3	0.1
の 援助措置	令和6年度	100.0	(100. 0)	(27. 2)	(13.0)	(13.4)	(18.3)	(12. 2)	(15.8)	(59.7)	91. 9	-
	令和4年度	100.0	(100. 0)	(29. 2)	(7.7)	(12.6)	(12.7)	(13. 6)	(24. 2)	(63. 2)	71.4	0.2
育児休業 に準ずる	令和5年度	100.0	(100. 0) 24. 2	(73. 4)	(4.8)	(7.7)	(3.0)	(2. 5)	(8. 6)	(21.8)	75. 6	0.1
措置	令和6年度	100.0	(100. 0) 24. 3	(68. 4)	(8. 1)	(7. 6)	(2.6)	(4.5)	(8.7)	(23. 5)	75.7	-
	令和4年度	100.0	(100. 0) 11. 5 (100. 0)	(71. 6)	(6. 1)	(9. 2)	(2.0)	(3.5)	(7. 6)	(22.3)	88. 3	0.2
テレワー ク(在宅勤	令和5年度	100.0	14.5			(4. 6)	(3. 2)				85.4	0.1
務等)	令和6年度	100.0	(100. 0) 13. 3 (100. 0)	(15. 2) (14. 8)	(4.5) (1.4)	(2. 5) (6. 2)	(1.8)	(3. 0)	(73. 0) (71. 0)	(80. 2) (83. 8)	86. 7	-
	7710 平及		(100.0)	(17.0)	(1.4)	(0.4)	(1.1)	(1.0)	(11.0)	(00.0)		

4 時間外労働・深夜業の制限に関する事項

(1) 時間外労働の制限の制度に関する事項

育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は58.5% (令和4年度61.6%)となっており、前回調査に比べ3.1ポイント低下した。規定がある事業所における対象となる子の年齢は、「小学校就学の始期に達するまで」が82.7%(同84.2%)と最も高くなっている。また、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は58.2%となっており、前回調査(59.8%)に比べ1.6ポイント低下した(図5,表12,付属統計表第16,17表)。

育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がない事業所において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに時間外労働を行った労働者がいる事業所の割合は、11.7%(令和4年度7.2%)となっている。また、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がない事業所において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに時間外労働を行った労働者がいる事業所の割合は5.5%(同4.7%)となっている(表13,付属統計表第16,17表)。

図 5 育児や介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定あり事業所割合

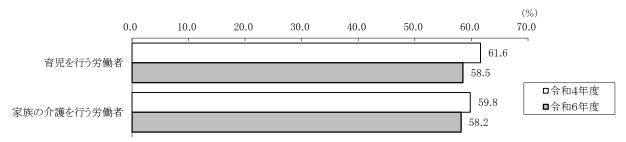


表 12 育児を行う労働者のための時間外労働の制限の最長利用期間別事業所割合

<u> </u>	H 70 C 1.	日光とリッカ国のための利用バカ国の制度の最大利用が目が手入げる								
				最長利用	可能期間					
	事業所計	意所計 規定あり		小学校入 学~小学 校3年生 (又は9 歳)まで	小学校 4 年生~小 学校卒業 (又は 12 歳)まで	小学校卒 業以降も 利用可能	規定なし	不明		
令和4年度	100.0	61.6 (100.0)	(84.2)	(5.9)	(5.9)	(4.1)	38. 2	0.1		
令和6年度	100.0	58.5 (100.0)	(82.7)	(7.3)	(5.8)	(4.2)	41.5	0.0		

表 13 育児や家族の介護を行う労働者についての時間外労働の制限の規定がない事業所のうち、育児や 家族の介護を行う労働者であって、時間外労働を行った労働者の有無別事業所割合(%)

		規定なし事業所計	いる	いない
育児を行う労働者	令和4年度	100.0	7.2	92.8
	令和6年度	100.0	11.7	88.3
家族の介護を行う労働者	令和4年度	100.0	4.7	95. 3
	令和6年度	100.0	5.5	94.5

(2) 深夜業の制限の制度に関する事項

育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所の割合は54.8%(令和4年度58.7%)となっており、前回調査に比べ3.9ポイント低下した。規定がある事業所における対象となる子の年齢は、「小学校就学の始期に達するまで」が85.6%(同86.9%)と最も高くなっている。また、家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所の割合は54.2%となっており、前回調査(同58.7%)に比べ4.5ポイント低下した(図6,表14,付属統計表第18,19表)。

育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定がない事業所において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに深夜業を行った労働者がいる事業所の割合は、3.7%(令和4年度2.4%)となっている。また、家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定がない事業所において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに深夜業を行った労働者がいる事業所の割合は2.7%(同3.4%)となっている(表15,付属統計表第18,19表)。

図6 育児や介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定あり事業所割合

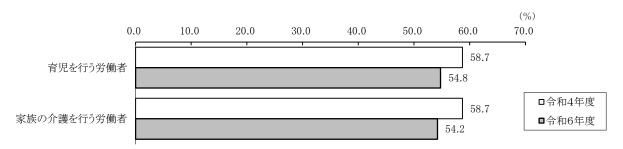


表 14 育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無及び最長利用期間別事業所割合

<u> </u>	- 13 / /3 1243 1		C 1011120 C 7010	AC 43 11 MM 25	のための水及水の地域の地定の日本次の水及日川が同川手木川田日								
				最長利用									
	事業所計	規定あり	小学校就 学始期に 達するま で	小学校入 学~小学 校3年生 (又は9 歳)まで	小学校 4 年生~小 学校 2 (又は 12 歳)まで	小学校卒 業以降も 利用可能	規定なし	不明					
令和4年度	100.0	58.7 (100.0)	(86.9)	(5.0)	(4.8)	(3.3)	41.2	0.1					
令和6年度	100.0	54.8 (100.0)	(85.6)	(6.0)	(5.3)	(3.2)	45.2	0.0					

表 15 育児や家族の介護を行う労働者についての深夜業の制限の規定がない事業所のうち、育児や家族の介護を行う労働者であって、深夜業を行った労働者の有無別事業所割合

				(%)
		規定なし事業所計	いる	いない
育児を行う労働者	令和4年度	100.0	2. 4	97. 6
	令和6年度	100.0	3.7	96.3
家族の介護を行う労働者	令和4年度	100.0	3. 4	96.6
	令和6年度	100.0	2.7	97.3

5 介護休業制度

(1) 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模 5 人以上では 72.3% (令和 4 年度 72.8%)、事業所規模 30 人以上では 90.5% (同 90.0%) となっており、前回調査に比べ、5 人以上で 0.5 ポイント低下、30 人以上で 0.5 ポイント上昇した (図 7,付属統計表第 20 表)。

産業別にみると、金融業,保険業(96.3%)、複合サービス事業(94.7%)、電気・ガス・熱供給・水道業(93.0%)、学術研究,専門,技術サービス業(85.1%)で規定がある事業所の割合が高くなっている(付属統計表第20表)。

規模別にみると、500 人以上で 98.7%、 $100\sim499$ 人で 99.2%、 $30\sim99$ 人で 88.3%、 $5\sim29$ 人で 68.3%と、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている(図 8,付属統計表第 20 表)。

図7 介護休業制度の規定あり事業所割合の推移

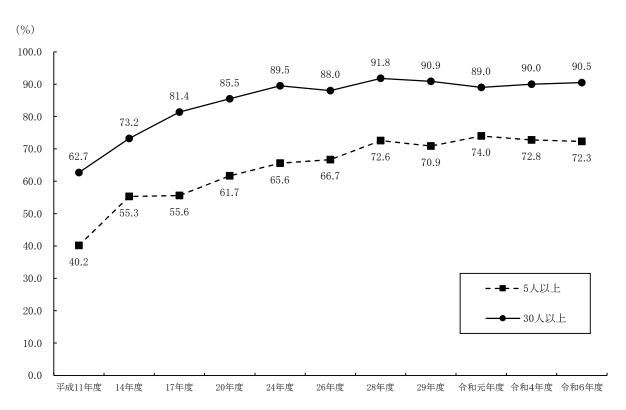
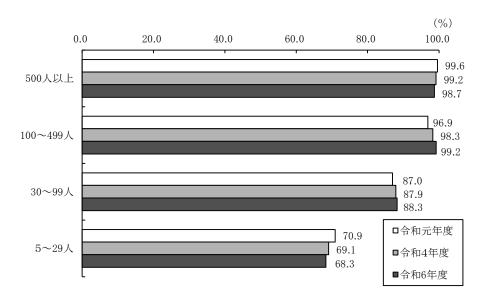


図8 事業所規模別介護休業制度の規定あり事業所割合



(2) 介護休業制度の内容

ア 最長介護休業期間

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の期間について「期間の最長限度を定めている」とする事業所割合は 97.1% (令和 4 年度 96.1%)、「期間の制限はなく、必要日数取得できる」とする事業所割合は 2.9% (同 3.9%) となっている。期間の最長限度を定めている事業所についてその期間をみると、「通算して 93 日まで (法定どおり)」が 80.1% (同 82.9%) と最も高くなっており、次いで「1年」8.4% (同 8.2%)、「93 日を超え 6 か月未満」5.7% (同 3.2%)、「6 か月」2.5% (同 2.9%) の順となっている (表 16, 付属統計表第 21 表)。

表 16 介護休業期間の制限の有無及び最長介護休業期間別事業所割合

					最長	限度			期間の制
	介護休業 制度の規定 がある事業 所計	期間の最長 限度を定め ている	通算して 93 日まで (法定どおり)	93 日を超 え6か月 未満	6か月	6か月を 超え1年 未満	1年	1年を超え る期間	限はな く、 必要日数 取得でき る
令和4年度	100.0	96. 1 (100. 0)	(82.9)	(3. 2)	(2.9)	(0.9)	(8. 2)	(2.0)	3. 9
令和6年度	100.0	97. 1 (100. 0)	(80.1)	(5.7)	(2.5)	(1.2)	(8.4)	(2.2)	2.9

イ 取得可能回数

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の取得回数に「制限あり」とする事業所割合は82.2%(令和4年度81.8%)、「取得回数に制限なし」とする事業所割合は17.8%(同18.2%)となっている。

取得回数に「制限あり」とする事業所のうち、割合が最も高いのは「3回(法定どおり)」とする事業所で、89.1%(同89.1%)となっている(表17,付属統計表第22表)。

								(%)
	介護休業制							
	度の規定が ある事業所 計	取得回数の 制限あり	2回以下	3回 (法定どおり)	4 回	5回	6回以上	制限なし
令和4年度	100.0	81.8	7.4	72.9	0.1	0.7	0.6	18. 2
		(100.0)	(9.0)	(89.1)	(0.2)	(0.9)	(0.8)	
令和6年度	100.0	82.2	7.1	73.3	0.2	0.8	0.8	17.8
		(100.0)	(8.7)	(89.1)	(0.2)	(1.0)	(1.0)	

表 17 介護休業の取得回数の制限の有無及び取得可能回数別事業所割合

(3) 介護休業制度の利用状況

ア 介護休業者の有無別事業所割合

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に介護休業を取得した者がいた 事業所の割合は1.9%(令和4年度1.4%)であった。介護休業者がいた事業所のう ち、男女ともに介護休業者がいた事業所の割合は3.3%(同4.6%)、女性のみいた事 業所の割合は72.9%(同66.0%)、男性のみいた事業所の割合は23.8%(同 29.4%)であった(表18,付属統計表第24表)。

		(%)					
	事業所計	介護休業 者あり	男女とも 介護休業者 あり	女性のみ 介護休業者 あり	男性のみ 介護休業者 あり	介護休業 者なし	不明
令和4年度	100.0	1. 4 (100. 0)	0. 1 (4. 6)	0.9 (66.0)	0.4 (29.4)	98.5	0.1
令和6年度	100.0	1.9 (100.0)	0. 1 (3. 3)	1.4 (72.9)	0.4 (23.8)	98.1	0.0

表 18 介護休業取得状況別事業所割合

イ 介護休業者の男女割合

常用労働者(介護に直面していない労働者を含む)に占める介護休業利用者割合は、0.10%(令和4年度0.06%)であり、男女別にみると、女性は0.16%(同0.10%)、男性は0.06%(同0.04%)となっている。また、介護休業者の男女比は、女性69.7%(同69.2%)、男性30.3%(同30.8%)であった(表19,付属統計表第25表)。

						(/ 0 /
	男女計		女性		男性	
令和4年度	100.0	0.06	100.0	0.10	100.0	0.04
令和6年度	100.0	0.10	100.0	0.16	100.0	0.06

注:「介護休業者」は、調査前年度1年間に介護休業を開始した者をいう。

介護休業者	の田を割る
川護怀未伯	の男女司言

(%)

	介護休業者 計	女性	男性
令和4年度	100.0	69.2	30.8
令和6年度	100.0	69.7	30.3

ウ 介護休業の取得期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は「1 か月~3 か月未満」が 34.2%と最も高く、次いで「1 週間未満」が 17.6%、「2 週間~1 か月未満」が 16.3%、「3 か月~6 か月未満」が 15.1%、「1 週間~2 週間未満」が 10.0%の順となっている(表 20,付属統計表第 27表)。

表 20 取得期間別介護休業後復職者割合

(%)

		介護休業後 復職者計	1週間未満	1週間~ 2週間未 満	2週間〜 1か月未満	1か月~ 3か月未満	3か月~ 6か月未 満	6か月~ 1年未満	1年以上
男女計	令和6年度	100.0	17.6	10.0	16.3	34.2	15.1	6.5	0.3
女性	令和6年度	100.0	11.3	9.0	20.0	36.8	14.9	7.8	0.2
男性	令和6年度	100.0	32.1	12.4	7.8	28. 2	15.5	3.6	0.4

注:「介護休業後復職者」は、調査前年度1年間に介護休業を終了し、復職した者をいう。

(4) 介護休業取得者がいた際の雇用管理

介護休業取得者がいた際の雇用管理(複数回答)については、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」が90.6%(令和4年度86.5%)、「事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた」が8.3%(同7.7%)、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」が5.7%(同4.7%)であった(表21,付属統計表第28表)。

表 21 介護休業者がいた際の雇用管理の内容別事業所割合(複数回答)

		介護休業者が いた事業所計	代替要員の補 充を行わず、 同じ部門の他 の社員で対応 した	事業所内の他 の部門又は他 の事業所から 人員を異動さ せた	派遣労働者や アルバイ替要 どを代替異し として雇用し た	その他	不明
	令和4年度	100.0	86. 5	7. 7	4. 7	6. 1	_
_	令和6年度	100.0	90.6	8.3	5. 7	5.6	0.3

6 介護休暇制度

(1) 介護休暇制度の規定状況

介護休暇制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模 5 人以上では 68.1% (令和 4 年度 69.9%)、事業所規模 30 人以上では 85.3% (同 86.5%) となっており、前回調査に比べ、それぞれ 1.8 ポイントと 1.2 ポイント低下した (図 9, 付属統計表第 29 表)。

産業別にみると金融業,保険業 (96.2%)、電気・ガス・熱供給・水道業 (93.6%)、複合サービス業 (92.9%) で制度がある事業所の割合が高くなっている (付属統計表第 29 表)。

規模別にみると、500人以上では98.3%、100~499人では95.7%、30~99人では82.6%、5~29人では64.4%となっており、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている(図10,付属統計表第29表)。

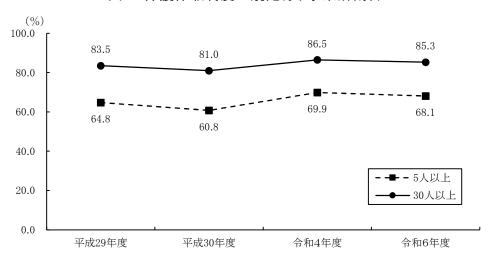
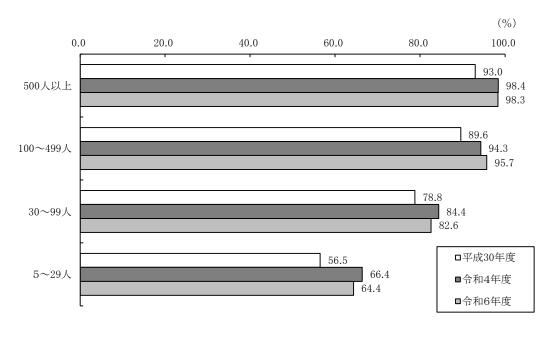


図9 介護休暇制度の規定あり事業所割合





(2)介護休暇制度の内容

ア 休暇日数

介護休暇制度の規定がある事業所において、休暇日数の制限の有無や内容をみると、「制限あり」が 95.4% (令和 4 年度 94.2%) であった。

制限がある場合の1年間に取得できる休暇日数については、「対象家族が1人の場合」は「5日(法定どおり)」が89.9%、「対象家族が2人以上の場合」は「10日(法定どおり)」が91.9%でそれぞれ最も高くなっている(表22,付属統計表第30表)。

表 22	介護休暇制度の休暇日数の制限の有無及び制限の単位別事業所割合	(%)
------	--------------------------------	-----

	介護休		対	象家族が	1人の場合	j	対象家族が2人以上の場合				
	暇制度 の規定 がある 事業所 計	制限あり	5日 (法定 どお り)	6~ 10 日	11~ 20 日	21 日以上	10日 (法定 どお り)	11~ 20 日	21~ 40 日	41 日 以上	制限なし
令和4年度	100.0	94. 2 (100. 0)	(93.5)	(1.7)	(0.7)	(4. 1)	(94. 2)	(1.6)	(0.4)	(3.7)	5.8
令和6年度	100.0	95. 4 (100. 0)	(89.9)	(2.8)	(1. 1)	(6. 2)	(91.9)	(1.7)	(0.7)	(5.6)	4.6

イ 介護休暇の取得可能単位

介護休暇の取得可能単位については、「時間単位で取得可」が 58.6% (令和 4 年度 56.9%) と最も高くなっており、次いで「1 日単位のみ」が 22.3% (同 21.2%) となっている (表 23, 付属統計表第 31 表)。

表 23 介護休暇の取得可能単位別事業所割合

	介護休暇制度の 規定がある事業 所計	時間単位で 取得可	時間単位では取得 できないが、半日 単位では可	1日単位のみ	不明
令和4年度	100.0	56. 9	21.9	21. 2	_
令和6年度	100.0	58.6	19.0	22. 3	0.1

(3)介護休暇制度の利用状況

ア 介護休暇取得者の有無別事業所割合

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に介護休暇を取得した者がいた 事業所の割合は3.6%(令和4年度2.7%)であった。取得者がいた事業所のうち、男 女労働者ともに介護休暇を取得した事業所の割合は23.7%(同17.7%)、女性労働者 のみ取得した事業所の割合は49.2%(同47.2%)、男性労働者のみ取得した事業所の 割合は27.2%(同35.1%)であった(表24,付属統計表第32表)。

表 24 介護休暇取得状況別事業所割合

(%)

	事業所計	介護休暇取 得者あり事業 所	男女とも取得者あり事業所	女性のみ取 得者あり事業 所	男性のみ取 得者あり事業 所	介護休暇取 得者なし事 業所	不明
令和4年度	100.0	2.7	0.5	1.3	0.9	97.2	0.1
		(100.0)	(17.7)	(47.2)	(35.1)		
令和6年度	100.0	3.6	0.9	1.8	1.0	64.4	31.9
		(100.0)	(23.7)	(49.2)	(27.2)		

※調査票に回答の記入がなかった場合、「不明」として計上している。

イ 介護休暇の取得日数

介護休暇の取得日数についてみると、女性労働者は、「 $1\sim5$ 日」が 77.9%と最も多く、次いで「 $6\sim10$ 日」15.1%、「11日以上」7.0%の順となっている。男性労働者は、「 $1\sim5$ 日」が 83.2%で最も多く、次いで「 $6\sim10$ 日」12.7%、「11日以上」4.1%の順となっている(表 25、付属統計表第 33 表)。

表 25 取得日数別介護休暇取得者割合

		介護休暇取得者計	取得日数				
			1~5日	6~10 日	11 日以上		
令和6年度	女性	100.0	77.9	15.1	7.0		
	男性	100.0	83.2	12.7	4.1		

多様な正社員制度に関する事項

1 多様な正社員制度の実施状況

多様な正社員制度の実施状況は、「勤務できる(制度が就業規則等で明文化されてい る)」が 24.3% (令和5年度 23.5%) となっている。制度ごとの状況 (複数回答) をみ ると、「短時間正社員」が 15.9% (同 17.0%)、「勤務地限定正社員」が 16.0% (同 14.6%)、「職種・職務限定正社員」が13.4%(同12.1%)となっている(表26、付属 統計表第34表)。

表 26	多様な	多様な正社員制度の規定の実施状況別事業所割合								
		勤務できる		E施状況(複数回	答)	制度が就業				
	事業所計	(制度が就 業規則等で 明文化され ている)	短時間正社員	勤務地限定 正社員	職種・職務限 定正社員	規則等で明 文化されて いない				
令和5年度	100.0	23.5 (100.0)	17. 0 (72. 1)	14. 6 (62. 1)	12. 1 (51. 6)	76. 5				
令和6年度	100.0	24. 3	15. 9	16.0	13. 4	75.7				

表 26 多様な正社員制度の規定の実施状況別事業所割合

2 多様な正社員制度の利用状況

(1) 多様な正社員制度の利用状況別事業所割合

(100.0)

多様な正社員として勤務できる(制度が就業規則等で明文化されている)事業所に おいて、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間に制度を利用した者がいた 事業所割合は、「短時間正社員」が28.8%(令和5年度34.8%)、「勤務地限定正社 員」が48.1%(同48.6%)、「職種・職務限定正社員」が40.9%(同38.6%)、となっ ている (表 27、付属統計表第 36 表)。

(65.4)

(65.8)

(55.2)

		(%)						
		勤務できる(制度		利用状況 (複数回答)				
		が就業規則等で明 文化されている) 事業所計	利用者あり	男女とも 利用者 あり	女性のみ 利用者 あり	男性のみ 利用者 あり	利用者なし	不明
短時間正社員制度	令和5年度	100.0	34. 8 (100. 0)	3. 6 (10. 4)	27. 7 (79. 7)	3. 4 (9. 9)	65. 2	0.0
	令和6年度	100.0	28. 8 (100. 0)	6. 1 (21. 2)	20. 7 (71. 9)	2. 0 (6. 9)	71. 2	0.0
勤務地限定 正社員	令和5年度	100.0	48. 6 (100. 0)	22. 9 (47. 1)	17. 9 (36. 8)	7. 8 (16. 0)	51. 4	-
	令和6年度	100.0	48. 1 (100. 0)	22. 3 (46. 4)	18.7 (39.0)	7. 0 (14. 6)	51. 7	0.2
職種・職務 限定正社員	令和5年度	100.0	38. 6 (100. 0)	18. 0 (46. 8)	13. 8 (35. 8)	6.7 (17.5)	61. 4	-
	令和6年度	100.0	40.9 (100.0)	17. 3 (42, 2)	17.8 (43.6)	5.8 (14.2)	59. 1	-

注:「利用者」は、多様な正社員制度の各種制度がある(制度が就業規則等で明文化されている)事業所において、 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間に制度を利用した者をいう。

(2) 多様な正社員制度の利用者割合

多様な正社員として勤務できる (制度が就業規則等で明文化されている) 事業所において、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間に制度を利用した者の割合は、「短時間正社員」が 6.0% (令和 5 年度 3.2%)、「勤務地限定正社員」が 24.2% (同 15.4%)、「職種・職務限定正社員」が 26.9% (同 16.0%) となっている (表 28、付属統計表第 39 表)。

表 28 多様な正社員制度の利用者割合

(%)

		男女計		女性		男性	
		常用労働者 計	利用者	女性常用 労働者計	利用者	男性常用 労働者計	利用者
何味用でなる	令和5年度	100.0	3. 2 (100. 0)	100.0	5. 3 (81. 6)	100.0	1. 2 (18. 4)
短時間正社員	令和6年度	100.0	6. 0 (100. 0)	100.0	9.3 (71.1)	100.0	3. 2 (28. 9)
勤務地限定	令和5年度	100.0	15. 4 (100. 0)	100.0	16. 2 (52. 2)	100.0	14. 6 (47. 8)
正社員	令和6年度	100.0	24. 2 (100. 0)	100.0	28. 1 (49. 8)	100.0	21. 2 (50. 2)
職種・職務	令和5年度	100.0	16. 0 (100. 0)	100.0	16. 1 (50. 3)	100.0	15. 9 (49. 7)
限定正社員	令和6年度	100.0	26. 9 (100. 0)	100.0	32. 2 (53. 2)	100.0	22. 6 (46. 8)

注1:多様な正社員として勤務できる(制度が就業規則等で明文化されている)事業所の常用労働者を100として集計した。 注2:「利用者」は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間に制度を利用した者をいう。